

富山県総合的病害虫・雑草管理（I P M）実践指針

1. 総合的病害虫・雑草管理の定義

(1) 定義

総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management）（以下、「I P M」という。）とは、利用可能なすべての防除技術を経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫・雑草の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものであり、これを通じ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減、あるいは最小の水準にとどめるものである。また、農業を取り巻く生態系の攪乱を可能な限り抑制することにより、生態系が有する病害虫及び雑草抑制機能を可能な限り活用し、安全で消費者に信頼される農作物の安定生産に資するものである。

(2) 目的

現在、我が国で使用されている化学農薬は、人の健康や食品の安全性、環境への影響を厳しく評価した上で登録されており、使用基準に定める使用方法を遵守していれば、人の健康や環境に対して悪影響を与えるものではない。

しかしながら、環境問題に対する国民の関心が高まる中で、農業生産活動に伴う化学農薬の使用については、人工化合物の開放系への放出を意味し、また、その多くが食用作物に対して行われることを考慮すれば、細心の注意を払い、かつ、必要最小限に抑える取組が必要不可欠である。このため、農業者は、人の健康に対するリスクと環境への負荷の低減を図るために一層努力することが、化学農薬の使用者としての責務であることを自覚し、環境保全等に向けた取組を積極的に推進する必要がある。

以上のことから、I P Mの目的を、人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減あるいは最小限にし、富山県農業全体を環境保全を重視したものに転換することにより、消費者に支持される食料供給を実現することと位置付ける。

2. I P Mの基本的な実践方法

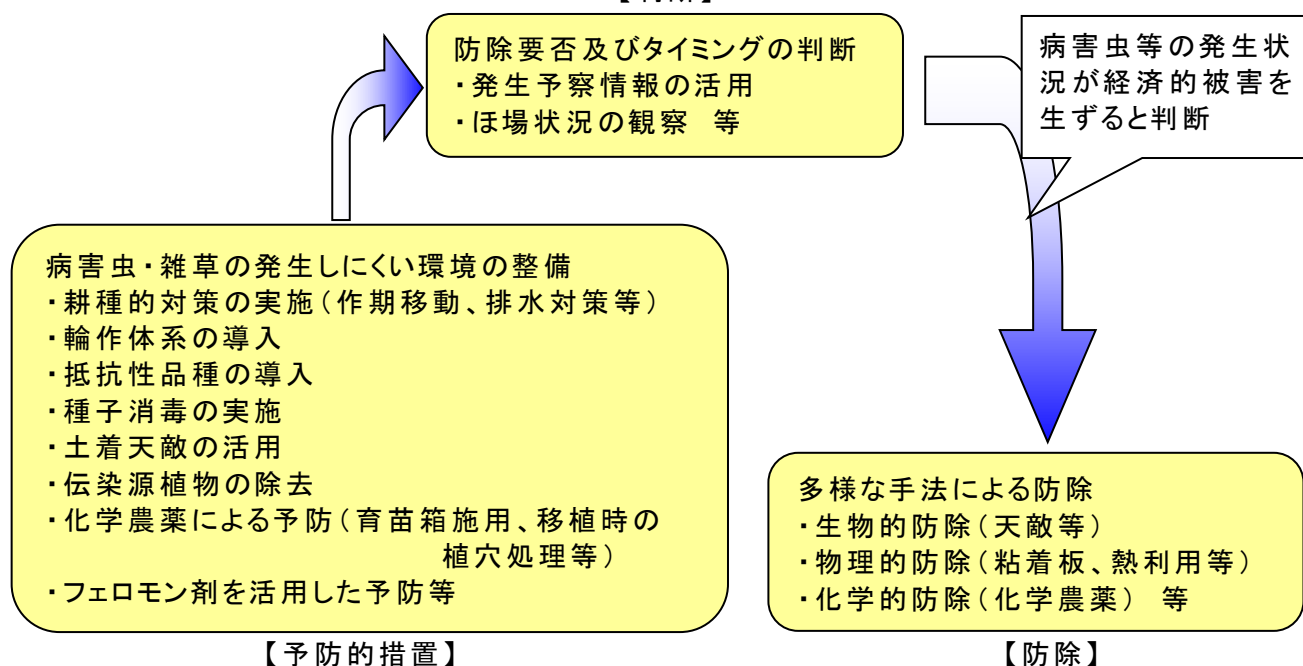
I P Mは、以下の体系図に示すとおり、

- ①輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えること
- ②病害虫・雑草の発生状況の把握を通じて、防除の要否及びそのタイミングを可能な限り適切に判断すること
- ③②の結果、防除が必要と判断された場合には、病害虫・雑草の発生を経済的な被害が生じるレベル以下に抑制する多様な防除手段の中から、適切な手段を選択して講じること

の3点の取組を行うことが基本である。

総合的病害虫・雑草管理（IPM）の体系

【判断】



3. IPM実践指標の策定と普及

(1) IPM実践指標とは

IPM実践指標は、IPMを実践する上で必要な農作業の「管理項目」と各項目における具体的な「管理ポイント」を県内の実情に合わせ、作物毎に示したものである。

IPM実践指標を基に、自らのIPMの取組状況を確認し、何が不足しているか、どこが改善できるかを点検し、目標を設定し、IPMの取組を進める。

(2) 県内の実践指標

水稻、大麦、大豆、そば、施設・雨よけ栽培トマト、施設いちご、白ねぎ、にら、たまねぎ、キャベツ、こまつな、大かぶ、にんじん、りんご、日本なし、チューリップ球根、チューリップ切り花、露地栽培きく、トルコギキョウがある。

○ IPM実践指標の利用方法

- 1 実施している管理ポイントについて、チェック欄に点数を記入し、合計点数を出す。
- 2 総点数に占める合計点数の割合により、IPMの実践レベルを評価する。
合計点数の割合（例：トマト23点中△△点 $\frac{\triangle\triangle}{23} \times 100 = \square$ ）
80%以上：IPM実践度A（IPMの実践レベルが高い）
60～79%：IPM実践度B（IPMの実践レベルが中程度）
59%以下：IPM実践度C（IPMの実践レベルが低い）
- 3 今年度の割合と昨年度の割合を比較する。
40%以上向上：IPM実践度向上率A
20～39%向上：IPM実践度向上率B
19%以下：IPM実践度向上率C